

◎ 選挙啓発関連資料



○ 市役所横断幕



○ 交通センタービル看板



○ 市役所内しゃべるポスター



○ ヒューマン掲示板



○ さんちか ペナント

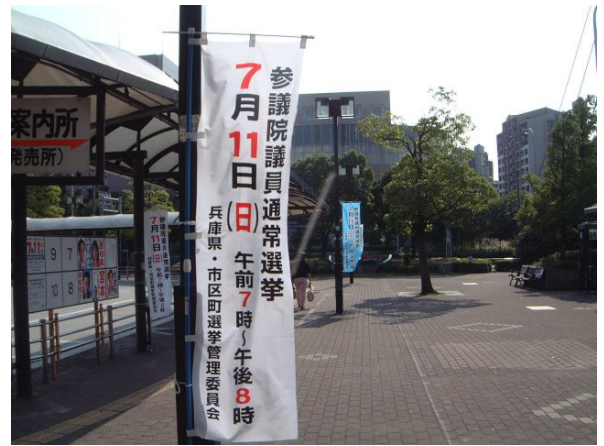


○ デュオこうべ ペナント





○ ボランティアによる連風



○ のぼり



○ ポスター掲示場



○ 自動車による啓発パトロール



○ 県・市合同啓発イベント



# 選挙のお知らせ

平成16年6月発行/神戸市選挙管理委員会

## 参議院議員通常選挙

# 7月11日(日)午前7時～午後8時 そろって投票しましょう



平成15年度明るい選挙をすすめるポスターコンクール特選  
県立兵庫工業高校2年 西森容子さんの作品

### ◆神戸市で投票できる人は

▼昭和59年7月12日までに生まれた人で、今年の3月23日までに神戸市の住民基本台帳に記載され、引き続き居住している人です。

※今年の3月24日以降に神戸市に転入届を出した人で、転入前の住所地の選挙人名簿に登録されている人は、転入前の住所地で参議院議員通常選挙の投票ができます。

### ◆投票所は

▼「投票のご案内」を今回から世帯ごとに封筒でお送りしますので、封筒の中の個票を確認のうえ投票所にご持参ください。

※なくしたり、忘れたりしても投票できますので、投票所でお申し出ください。

▼今回から投票所が変わるところがあります。裏面の「投票所が変更になった地域」をご覧ください。

▼市内(区内)で住所を移した人の投票所は次のとおりです。

①今年の6月9日までに「市内転入届」を出した人⇒新しい住所地の投票所になります。

②6月10日以降に「市内転入届」を出した人⇒もとの住所地の投票所になります。

▼目の不自由な人には「点字投票」、目や手が不自由などで字を書くことのできない人には投票所の係員が代筆する「代理投票」の制度があります。

▼ご家族の「投票のご案内」を間違えてお持ちになる場合がありますので、投票所では、本人確認のため、誕生日(〇月生まれ)をお尋ねしています。

### ◆期日前投票は

選挙期日(投票日)に仕事やレジャー・買い物などの予定のある人は、従来の不在者投票にかわり、手続きが簡素化され、投票しやすくなった期日前投票ができます。ご活用ください。

▼選挙人名簿に登録されている区役所へお越しください。その場で期日前投票ができます。印鑑は不要です。ただし、宣誓書への記載は必要です。

【受付期間】平成16年6月25日(金)～7月10日(土)

※公示日(6月24日)は投票できなくなりました。

時間は、午前8時30分～午後8時(土、日曜日も受付)

ただし、北区、西区の連絡所は、午前9時から午後5時までとなります。

※北区の選挙人名簿に登録されている人は、北区役所のほか北神出張所や連絡所でも期日前投票ができます。

※須磨区の選挙人名簿に登録されている人は、須磨区役所のほか北須磨支所でも期日前投票ができます。

※西区の選挙人名簿に登録されている人は、西区役所のほか西神中央出張所や連絡所でも期日前投票ができます。

◎なお、期日前投票は、投票の時点で選挙権が必要です。(選挙期日には20歳になるが、投票の日ではまだ19歳の人は、従来どおり不在者投票となります。)



## ◆ 不在者投票は

### ▼ 旅行や出張で選挙期日の投票も期日前投票もできない人は

手続きをすれば滞在先の選挙管理委員会で不在者投票ができます。詳しくはお住まいの区の選挙管理委員会にお問い合わせください。

### ▼ 病院や老人ホームなどに入院・入所中の人は

その施設が「不在者投票施設」に指定されていれば、施設内で投票できます。各施設にご確認ください。

### ▼ 身体障害者手帳、戦傷病者手帳をお持ちの人は

障害の程度によって、「郵便等による不在者投票」ができます。あらかじめ、「郵便等投票証明書」を取り寄せておく必要がありますので、お住まいの区の選挙管理委員会にお問い合わせください。

投票用紙は、7月7日(水)までに「郵便等投票証明書」を添えて選挙人名簿に登録されている区の選挙管理委員会に請求してください。

平成16年3月に公職選挙法の一部改正が施行され、対象者が拡大されるとともに代理記載制度が導入されました。詳しくは、市・区選挙管理委員会までお問い合わせください。

## ★ 参議院議員選挙の投票方法

「選挙区選挙」と「比例代表選挙」があります。

### ▼ 「選挙区選挙」

神戸市は兵庫県選挙区になります。(改選数2)  
候補者の氏名を書いて投票してください。

### ▼ 「比例代表選挙」

全国が単位の選挙です。(改選数48)  
候補者の氏名または政党等の名称もしくは略称のいずれかを書いて投票してください。

## ◆ 遠洋漁業や外国航路などの船(指定船舶)に乗船される船員のために、「洋上投票制度」があります。

「選挙区選挙」と「比例代表選挙」のいずれも投票ができます。※あらかじめ、「選挙人名簿登録証明書」を取り寄せておく必要があります。

## ◆ 国外に出ておられる人のために、「在外選挙制度」があります。今回の選挙では、参議院議員通常選挙の「比例代表選挙」の投票ができます。ただし、「在外選挙人名簿」に登録されている必要があります。

公職選挙法の一部改正があり、投票方法が選べます。詳しくは、市・区選挙管理委員会までお問い合わせください。

## ホームページで投・開票速報

○7月11日(日)に、選挙管理委員会のホームページ上で参議院議員通常選挙の投・開票速報を行います。

○当日は、下記のホームページをご覧ください。

<アドレス>

<http://www.kobe-senkyo.com/>

※下記のアドレスからもアクセスできます。

<http://www.city.kobe.jp/>

<http://www.city.kobe.jp/cityoffice/60/>

※当日は、携帯電話のインターネットサービスからもアクセスできます。

NTTドコモ：<http://www.kobe-senkyo.com/i/>

ボーダフォン：<http://www.kobe-senkyo.com/v/>

au：<http://www.kobe-senkyo.com/ez/>

## 投票所が変更になった地域

区名	投票所が変更になった地域	新しい投票所(各1階)	区名	投票所が変更になった地域	新しい投票所(各1階)
東灘区	本山中町2~4丁目	本山中町会館 (本山中町2丁目 中野北公園内)	中央区	筒井町1丁目、脇浜町1~3丁目	科学技術高校 (脇浜町1丁目)
	本山南町1・2・6・7丁目	本山南地域福祉センター (本山南町7丁目 中野南公園内)	北区	山田町上谷上字 (古々谷・古々山・ヤンゲン・ウツギ原・見山口・堺山・下雁田・ふけを除く)	谷上小学校 (山田町下谷上)
	本山南町3丁目	本山南小学校 (本山南町8丁目)		山田町下谷上字 (中上・芝山・芝床・芝床ノ上・中段・藤畑・天神・志く志く)	
	甲南町1丁目	福池小学校 (本山南町4丁目)		谷上東町、谷上西町、谷上南町	
	魚崎南町4・5丁目 魚崎西町1・2丁目	魚崎郷清流プラザ (魚崎南町5丁目 住吉川公園内)	長田区	重池町1・2丁目、房王寺町1~3丁目 大丸町1・2丁目、前原町2丁目	おもいけ園 (重池町2丁目)
	住吉宮町4・7丁目 住吉東町5丁目	東灘区役所 (住吉東町5丁目)	垂水区	神陵台7~9丁目	神陵台愛徳幼稚園 (神陵台7丁目)
	御影石町1・2丁目	御影本町五六会館 (御影本町6丁目)		名谷町 字高曾2292番地の10、2300番地の1、 字梨原2349番地の1、 2366番地の2・5の区域	ベルデ名谷集会所 (名谷町)
	御影山手3丁目19番1 (旧 灘区土山町52番地の6)	御影山手自治会館 (御影山手3丁目)		星が丘3丁目 (1番10号から16号及び58号から88号 並びに7番28号から36号を除く) 星陵台4丁目	県立神戸商業高等学校 (星陵台4丁目)
灘区	六甲山町(北六甲、南六甲、一ヶ谷、 東山ノ内西谷、清水、西谷山、 中一里山、五介山、シャクナゲ)	六甲山地域福祉センター (六甲山町)			
	篠原南町3~7丁目、將軍通1~4丁目、 大内通1・2丁目、中原通1丁目、倉石通1丁目、 水道筋1・2丁目、岸地通1丁目、 泉通1・2丁目、神ノ木通3・4丁目	灘区民ホール (岸地通1丁目)			

## お問い合わせは下記の選挙管理委員会へ

東灘区	〒658-8570 神戸市東灘区住吉東町5丁目2番1号 ☎ 841-4131(代)	長田区	〒653-8570 神戸市長田区北町3丁目4番地の3 ☎ 579-2311(代)
灘区	〒657-8570 神戸市灘区桜口町4丁目2番1号 ☎ 843-7001(代)	須磨区	〒654-8570 神戸市須磨区中島町1丁目1番1号 ☎ 731-4341(代)
中央区	〒651-8570 神戸市中央区雲井通5丁目1番1号 ☎ 232-4411(代)	北須磨支所	〒654-0195 神戸市須磨区中落合2丁目2番5号 ☎ 793-1212(代)
兵庫区	〒652-8570 神戸市兵庫区荒田町1丁目21番1号 ☎ 511-2111(代)	垂水区	〒655-8570 神戸市垂水区日向1丁目5番1号 ☎ 708-5151(代)
北区	〒651-1195 神戸市北区鈴蘭台西町1丁目25番1号 ☎ 593-1111(代)	西区	〒651-2195 神戸市西区玉津町小山字川端180番地の3 ☎ 929-0001(代)
市	〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 ☎ 322-5815/6(直)	※ 各区選挙管理委員会への郵便物は、上記の郵便番号と「〇〇区選挙管理委員会」宛で届きます	



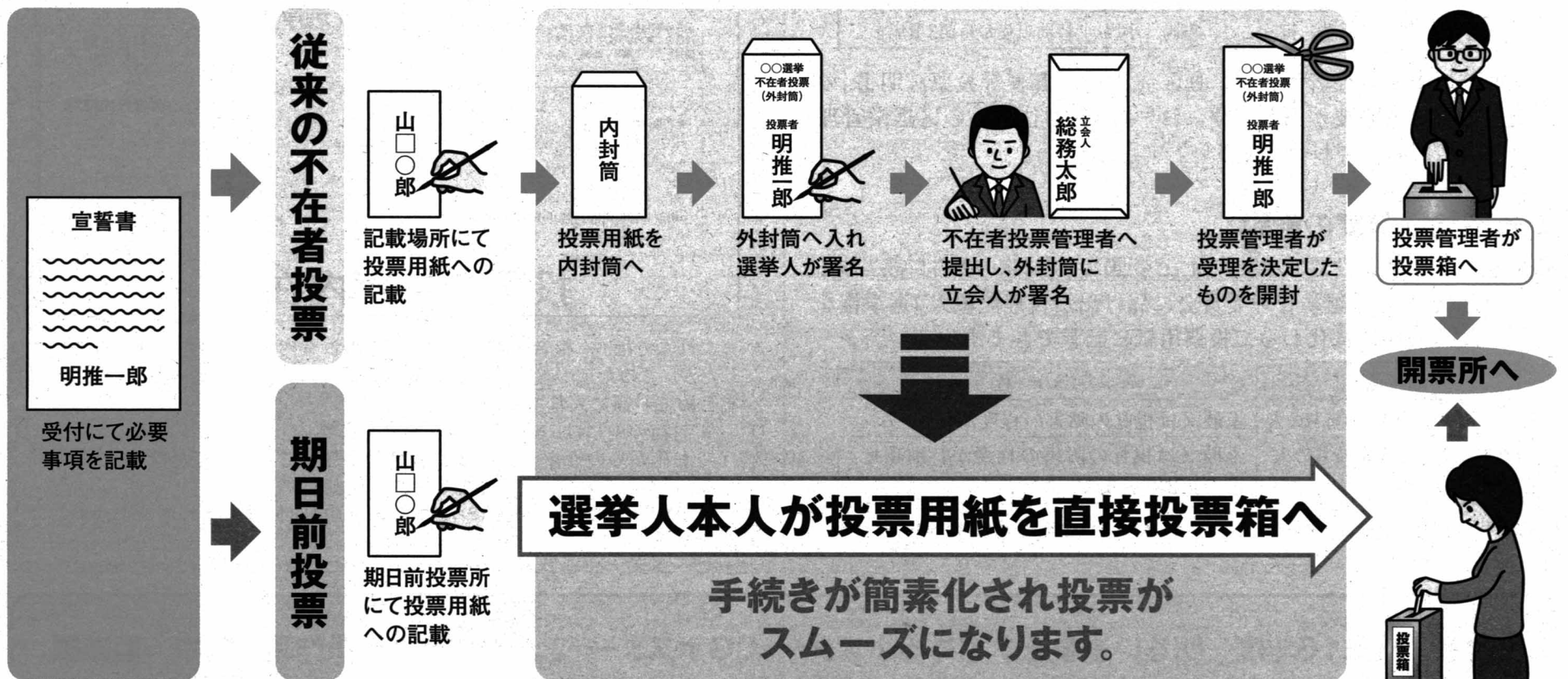
公職選挙法の改正により、このたびの参議院議員通常選挙から、選挙の方法等が一部変わります。変更となるところをまとめてみました。

## 選挙期日前でも、直接投票箱に投票できる 期日前投票制度が創設されました

期日前投票は、従来の選挙人名簿登録地の区役所等における不在者投票に変わる制度で、選挙期日(投票日)前であっても、選挙期日と同様に、投票用紙を直接投票箱に入れることができる仕組みです。

封筒に入れて署名するといった手続きがなくなり、これまでの不在者投票に比べて手続きが簡素化され、投票しやすくなりました。

※宣誓書の提出は必要です。



※なお、期日前投票は、投票の時点で選挙権が必要です。

(選挙期日には20歳になるが、投票の日ではまだ19歳の人は、従来どおり不在者投票となります。)

※滞在先や出張先など名簿登録地以外の市区町村における不在者投票や、病院・老人ホーム等における不在者投票は、従来そのまま行われます。

※投票のできる期間は、期日前投票・不在者投票とも、選挙期日の公示日の翌日から選挙期日の前日までに変更されていますので、ご注意ください。

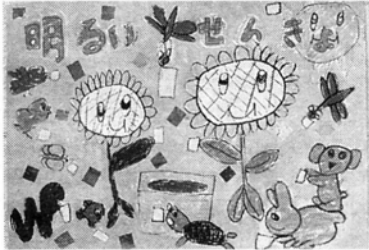


変更前	不在者投票	
変更後	期日前投票	不在者投票
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>投票日に仕事やレジャー・買物など予定がある。</li> <li>病気、出産、身体の障害などにより歩くのが困難である。</li> </ul>	投票日に出張などで区外へ出ている。 病院、老人ホームなどに入院している。
投票場所	選挙人名簿に登録されている各区役所、支所、出張所など	滞在先の市区町村選挙管理委員会 指定を受けている「不在者投票施設」
投票方法	上図のとおり手続きが簡素化(ただし、宣誓書の記入は必要)	これまでと同じ
投票期間	公示(告示)日の翌日から投票日の前日までの毎日です。	
投票時間	午前8時30分から午後8時まで (ただし、北区、西区の各連絡所は、午前9時から午後5時までとなります。)	





# そろって投票しましょう



15年度 明るい選挙をすすめる  
ポスターコンクール 特選  
桂木小学校 1年生 本田 明理さん

## 参議院 議員選挙

**投票日は7月11日(日)午前7時～午後8時**

**投票日に予定のある人は「期日前投票」を**

七月十一日は、参議院議員選挙の投票日です。投票時間は午前七時から午後八時まで。投票日に仕事やレジャー・買い物などを予定している人は、今回から手続きが簡素化された期日前投票をしましょう。あなたの一票は、国の代表を決める大切な一票です。みなさん、必ず投票しましょう。

### 【投票できる人】

昭和五十九年七月十二日までに生まれ、今年三月二十三日までに神戸市の住民基本台帳に記載がある

り、引き続き居住している人です。三月二十四日以降に神戸市に転入届を出した人で、転入前の住所地の選挙人名簿に登録されている人は、転入前の住所地で投票できます。

### 【投票所】

今回から、「投票のご案内」を世帯ごとにまとめて封筒に入れて郵送しています。自分の個票を確認のうえ、記載の投票所に持参してください。  
※なくしたり、忘れてりしても投票できます。投票所で申し出てください

▼市内(区内)で住所を移した人は次の投票所へ

▽今年の六月九日までに「市内転入届」を出した人：新しい住所地の投票所へ

▽六月十日以降に、「市内転入届」を出した人：元の住所地の投票所へ

▼投票所では、本人確認のため、誕生月を尋ねています。ご協力ください。

### 【期日前投票・不在者投票】

▼投票日に仕事やレジャー・買い物などを予定している人Ⅱ区役所・支所・出張所などでの不在者投票が、期日前投票に変わりました。従来のように投票用紙を封筒に入れて署名する必要がなくなり、直接投票箱に入れることができます(宣誓書の記入は必要)。  
投票できる期間は、七月十日(土)

・日曜も受付)までの午前八時三十分から午後八時(北・西区の各連絡所は午前九時から午後五時)です。

▼病院や老人ホームなどに入院・入所中の人Ⅱ「不在者投票指定施設」であれば施設内で投票できます。各施設に確認してください。

▼身体障害者手帳・戦傷病者手帳などを持つ人Ⅱ障害の程度などによって「郵便などによる不在者投票」ができます。また今回から介護保険で要介護五の認定を受けている人などが新たな対象者になりました。なお、一定の要件を満たす人は、代理人による記載ができます。あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付申請や「代理記載人」の届け出が必要になります。詳しくは、お住まいの区の選挙管理委員会に問い合わせてください。

◆問い合わせは、お住まいの区の選挙管理委員会(17面参照)か、市選挙管理委員会(☎322・5815、FAX 322・6150)へ。